

手足口病の警報発令について

令和6年第20週（5月13日から19日まで）における本県の1定点医療機関当たりの患者報告数が、国の定める警報発令の基準値を超えましたので、本日、手足口病の警報を発令しました。

県民の皆様におきましては、手洗いを始めとした「うつらない」「うつさない」ための感染防止対策の徹底をお願いいたします。

1 患者発生状況

管轄 保健所名	1 定点当たりの患者報告数		管轄 保健所名	1 定点当たりの患者報告数	
	直近（20週） （5/13～19）	前週（19週） （5/6～12）		直近（20週） （5/13～19）	前週（19週） （5/6～12）
前橋市	4. 2 5	2. 1 3	吾 妻	1. 5 0	4. 0 0
高崎市	1 0. 4 4	3. 8 9	利根沼田	5. 5 0	4. 0 0
伊勢崎	1 3. 0 0	5. 5 0	館 林	1. 6 0	0. 2 0
渋 川	4. 2 5	2. 2 5	桐 生	2. 8 0	2. 8 0
藤 岡	6. 5 0	4. 0 0	太 田	4. 6 7	1. 8 3
富 岡	2 5. 5 0	7. 0 0	安 中	4. 5 0	0. 0 0
県全体	6. 6 7	2. 9 8			

【警報の基準値】開始基準値 5.00人以上/終息基準値 2.00人未満

2 過去の警報発令状況

令和5年度 発令なし
令和4年度 発令 8月 2日 解除 10月 18日
令和2,3年度 発令なし
令和元年度 発令 7月 17日 解除 10月 8日

3 手足口病とは

- どんな病気？
口の中・手のひら・足底・足背などに数mmの水疱性の発しんが出る、ウイルスの感染によって起こる感染症です。
- 感染経路は？
飛沫感染、接触感染及び糞口感染（便に排出されたウイルスが口に入り感染）するため、特に保育園や幼稚園での集団感染に注意が必要です。
- 症状があるときには？
・医療機関を受診し医師の指示に従ってください。
・水分と十分な休養を取りましょう。
- 予防するには？
・トイレやおむつ交換の後には、手洗いをしましょう。
・手洗いは、石けんと流水でしっかり行いましょう。
・タオルなどを共用しないようにしましょう。